（運用課の所掌事務）

第二十八条　運用課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一～四　（略）

五　空港等の保安に関すること（土木施設、建築施設及び電気施設（航空保安無線施設、航空通信施設、レーダー及び管制情報処理システム施設を除く。）に関する保守に関するもの並びに技術保安企画調整課の所掌に属するものを除く。）。

六・七　（略）

（削る）

八～十二　（略）

（航空灯火・電気技術課の所掌事務）

第三十条の二　航空灯火・電気技術課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　航空灯火その他の電気施設（航空保安無線施設、航空通信施設、レーダー及び管制情報処理システム施設を除く。）に関する工事、運用及び保守に関すること（技術保安企画調整課の所掌に属するものを除く。）。

二～四　（略）

（所掌事務）

第三十七条　空港事務所は、地方航空局及び航空交通管制部の所掌事務のうち、次に掲げる事務を分掌する。

一～十一　（略）

十二　航空交通管制のために必要な情報の処理を行うシステム（以下「管制情報処理システム」という。）による航空通信の実施に関すること（空港出張所の所掌に属するものを除く。）。

十三～十六　（略）

（運用課の所掌事務）

第二十八条　運用課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一～四　（略）

五　空港等の保安に関すること（土木施設、建築施設及び電気施設（航空保安無線施設、航空通信施設、レーダー並びに航空交通情報システム施設及び管制情報処理システム施設を除く。）に関する保守に関するもの並びに技術保安企画調整課の所掌に属するものを除く。）。

六・七　（略）

八　航空交通情報システム施設に関する工事及び保守に関すること（技術保安企画調整課の所掌に属するものを除く。）。

九～十三　（略）

（航空灯火・電気技術課の所掌事務）

第三十条の二　航空灯火・電気技術課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　航空灯火その他の電気施設（航空保安無線施設、航空通信施設、レーダー並びに航空交通情報システム施設及び管制情報処理システム施設を除く。）に関する工事、運用及び保守に関すること（技術保安企画調整課の所掌に属するものを除く。）。

二～四　（略）

（所掌事務）

第三十七条　空港事務所は、地方航空局及び航空交通管制部の所掌事務のうち、次に掲げる事務を分掌する。

一～十一　（略）

十二　国内及び国際航空通信における航空交通に関連する情報の中継を行うシステム（以下「航空交通情報システム」という。）による航空通信の実施並びに航空交通情報システム施設に関する工事及び保守に関すること（空港出張所及び空港・航空路監視レーダー事務所の所掌に属するものを除く。）。

十三～十六　（略）

十七　空港等の保安に関すること（土木施設、建築施設及び電気施設（航空保安無線施設、航空通信施設、レーダー及び管制情報処理システム施設を除く。）に関する保守に関するものを除く。）。

十八～二十六　（略）

二十七　航空灯火その他の電気施設（航空保安無線施設、航空通信施設、レーダー及び管制情報処理システム施設を除く。）に関する工事、運用及び保守に関すること（航空衛星センターの所掌に属するものを除く。）。

二十八～三十九　（略）

（システム運用管理官）

第三十九条の四　新千歳空港事務所、仙台空港事務所、東京空港事務所、中部空港事務所、大阪空港事務所、福岡空港事務所、鹿児島空港事務所及び那覇空港事務所に、システム運用管理官を置く。

2　システム運用管理官は、命を受けて、空港事務所の所掌事務のうち、航空保安無線施設その他の航空保安用電気通信施設、電気施設（航空灯火を除く。）及び機械施設であって広域にわたるものの管理に関する重要事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務を整理する。

（管制保安部の所掌事務）

第四十四条　管制保安部は、次に掲げる事務をつかさどる。

一～四　（略）

五　管制情報処理システムによる航空通信の実施に関すること（空港出張所の所掌に属するものを除く。）。

六～十二　（略）

十七　空港等の保安に関すること（土木施設、建築施設及び電気施設（航空保安無線施設、航空通信施設、レーダー並びに航空交通情報システム施設及び管制情報処理システム施設を除く。）に関する保守に関するもの並びに技術保安企画調整課の所掌に属するものを除く。）。

十八～二十六　（略）

二十七　航空灯火その他の電気施設（航空保安無線施設、航空通信施設、レーダー並びに航空交通情報システム施設及び管制情報処理システム施設を除く。）に関する工事、運用及び保守に関すること（航空衛星センターの所掌に属するものを除く。）。

二十八～三十九　（略）

（システム運用管理官）

第三十九条の四　新千歳空港事務所、仙台空港事務所、東京空港事務所、中部空港事務所、大阪空港事務所、福岡空港事務所、鹿児島空港事務所及び那覇空港事務所に、システム運用管理官を置く。

2　システム運用管理官は、命を受けて、空港事務所の所掌事務のうち、航空保安無線施設その他の航空保安用電気通信施設、電気施設（航空灯火を除く。）及び機械施設であって広域にわたるものの管理に関する重要事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務を整理する。

（管制保安部の所掌事務）

第四十四条　管制保安部は、次に掲げる事務をつかさどる。

一～四　（略）

五　航空交通情報システムによる航空通信の実施並びに航空交通情報システム施設に関する工事及び保守に関すること（空港出張所及び空港・航空路監視レーダー事務所の所掌に属するものを除く。）。

六～十二　（略）